

2011年2月7日

受益者の皆様へ

マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

**「マニュライフ世界分散ファンド」(株式70型)
信託終了(繰上償還) 予定のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、弊社追加型投資信託「マニュライフ世界分散ファンド」(株式70型)(以下、「当ファンド」といいます。)につきましては、下記の通り、2011年3月22日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了(以下、「繰上償還」という。)する予定であることをご案内申し上げます。

この繰上償還のお知らせは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」という。)の規定に基づき、書面による決議*により実施することをお知らせするために、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですのでご了承下さい。

*書面による決議とは、投信法の規定に基づき、繰上償還に関して受益者を対象に書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

なお、繰上償還及び手続きの詳細につきましては、本書のほか添付の「書面決議参考書類」に記載しておりますのでご高覧下さい。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読み頂き、繰上償還に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面による決議の概要(繰上償還を予定する理由)

当ファンドは、受益権の口数が信託約款に定められた繰上償還の要件である受益権の口数30億口を大幅に下回り、今後諸般の事情により大幅な改善が厳しい中で、ファンド運営上本来の商品性を維持し運用目標を達成することが困難な状況となっております。

従いまして、弊社としましては、可及的速やかに当ファンドの投資信託契約を解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

詳しくは、添付の「書面決議参考書類」の第1項をご覧ください。

2. 繰上償還に係る書面決議の手続きの日程

①受益者及び受益権数の確定日	2011年2月7日
②書面による議決権の行使の期間	2011年2月7日～2011年2月22日
③書面による決議日 (繰上償還の可否が決定される日)	2011年2月23日
④反対受益者の買取請求期間	2011年2月24日～2011年3月15日
⑤繰上償還予定日	2011年3月22日

書面による議決権の行使については、2011年2月7日時点の受益者の方（2011年2月2日までに購入の申込みをなされた方を含みます。）を対象にしております。

2011年2月3日以降に当ファンドの購入をお申込みいただき、これに伴い当ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権の付与はございませんのでご了承下さい。

本繰上償還の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り2011年3月22日をもって当ファンドの信託を終了し、繰上償還金は3月22日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払い致します。その場合、償還金のお支払い準備として、可決の決定日以降の適切な時期に当ファンドの組入れ投資信託証券の処分（売却）して現金化を行うことを予定しております。

また、繰上償還を待たず換金（解約）の申込みを希望される場合は、2011年3月15日まで通常通り受け付けます。

なお、上記の受益者数及び議決権数による賛成が得られず本繰上償還の書面決議が否決された場合には、当ファンドの繰上償還の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

本繰上償還に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記決議の日の翌日以降弊社のホームページ（<http://www.mlij.co.jp/>）でご覧いただくか、お取引先の販売会社で確認することができます。

3. 議決権の取扱いと書面による決議の方法

- 1) 賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 2) 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承下さい。
- 3) 信託約款第39条（信託約款の解約）第3項の規定に基づき、議決権を行使できる受益者が議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、本繰上償還に関する決議に賛成するものと取り扱いさせていただきます。

4. 議決権の行使の方法及び期限

同封の「議決権行使書面」（必ずこの書面をご使用ください。）に、賛成又は反対等の必要事項をご記入の上、下記送付先にご郵送下さい。

[送付先]

〒100-1005 東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館 15F

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

議決権の行使の期限：2011年2月22日（委託会社（弊社）到着分まで有効）

* 「個人情報保護の取扱い」

受益者の方にご記入いただいた内容又は当該内容を記載したリストについては、繰上償還に関する決議のために弊社において使用するほか、以下の目的のために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有することにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において記入内容を確認するため
- ② 受託会社において後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため

5. 反対受益者の買取請求手続きについて

本繰上げ償還に関する決議が可決された場合、書面による決議において繰上償還に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産をもって公正な価格で買取りを請求することができます。

*この買取請求は、繰上償還の決議に反対した受益者が、投信法の規定に基づき受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

なお、当該買取請求は任意であり、買取請求により換金を強制されるものではありません。

2011年3月15日まで通常の一部解約の方法により換金すること、或いは繰上償還を受けることも可能です。ただし、一旦買取請求を行った受益権については、その後一部解約の申込みまたは繰上償還を受けることはできなくなりますのでご留意下さい。

買取請求期間：2011年2月24日から2011年3月15日まで

お申込み場所：お取扱いの販売会社の窓口

買取価格：受益者から特に異議がない限り、原則として受託会社が必要書類を受理した日の翌々営業日の基準価額とします。

なお、基準価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

その他費用：受託会社から受益者のご指定銀行口座に買取代金を振り込みますので、その振込み手数料や計算書の郵送費用などは受益者の負担となり、買取代金から差し引いてお振込みいたします。

なお、買取請求は諸般の手続きが必要となるため、通常の一部解約により換金する場合よりもお支払いまでに日数を要する可能性があります。

* 買取請求に関する手続きの詳細は、後日該当する受益者の方に弊社より直接ご案内申し上げる予定です。

本書に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

電話番号：03-6267-1901

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

マニユライフ世界分散ファンド（株式70型）（以下、「当ファンド」という。）は、2008年10月28日に設定され現在まで運用を行ってまいりましたが、2010年12月末現在受益権の総口数は、1,006,515,673口となっており、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数30億を大幅に下回っております。

また、今後諸般の事情により大幅な口数増加の改善が厳しい中で、当ファンドの運営上、本来の商品性を維持し運用目標を達成することが困難な状況となっております。

従いまして、弊社としましては、可及的速やかに当ファンドを解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2011年3月22日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

中止につきましては、以下の通り投資信託約款の条項により行い、特にありません。

本投資信託約款の解約に係る書面による決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、本投資信託約款の解約は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にありません。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

特にありません。

6. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

次ページ以降の書類をご覧ください。

損 益 計 算 書

マニュライフ世界分散ファンド(株式70型)

(110002)

平成21年 9月25日から
平成22年 9月21日まで
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	29,167,211
配当株式	0
受取利息	6,836
有価証券売買等損益	79,439,162
派生商品取引等損益	0
為替差損益	-84,204,566
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	24,408,643
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	395,281
委託者報酬	16,074,632
その他費用	2,825,373
費 用 合 計	19,295,286
当期純利益	5,113,357
解約に伴う当期純利益分配額	54,826
調整後当期純利益	5,058,531
期首剰余金	249,934,958
当期剰余金増加額	911,841
(一部解約に伴う剰余金増加額)	(-)
(追加信託に伴う剰余金増加額)	(911,841)
当期剰余金減少額	337,526
(一部解約に伴う剰余金減少額)	(337,526)
(追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)
分配金	50,319,016
期末剰余金	205,248,788

追加型収益分配金計算書

136 マニライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
マニライフ世界分散ファンド(株式70型)

(110002)

平成 22 年 9月21日

計算内容	科目	配当等収益	有価証券 売買等損益	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰越欠損金	元本	合計											
				有価証券売買 等損益相当額	その他収益 調整金		配当等収益	有価証券 売買等利益														
1. 期末現在高	(289.82)	(-47.83)	(5.70)	(8.95)	(-191.73)	(241.67)	(2,232.90)	(0.00)	(10,000.00)	(12,539.48)		
		29,166.993		-4,813.176		573.156		900.880		-19,295.286		24,320.511		224,714.726		0		1,006,380.339		1,261,948.143		
2. 経費按分額	(100.00%	(0.00%																(100.00%)	
		-19,295.286		0						19,295.286											0	
3. 経費控除後の損益金額		9,871.707		-4,813.176		573.156		900.880				24,320.511		224,714.726		0		1,006,380.339		1,261,948.143		
4. 繰越欠損金要補てん額				0												0				0		
5. 損失補てん後の損益金額		9,871.707		-4,813.176		573.156		900.880				24,320.511		224,714.726		0		1,006,380.339		1,261,948.143		
6. 収益分配可能額	(98.09)	(0.00)	(0.00)	(8.95)				(241.66)	(2,232.90)						(2,581.60)
		9,871.707		0		0		900.880				24,320.511		224,714.726						259,807.824		
7. 収益分配金額	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)				(0.00)	(-500.00)						(-500.00)
		0		0		0		0			0		-50,319.016							-50,319.016		
8. 収益分配後の損益金額		9,871.707		-4,813.176		573.156		900.880				24,320.511		174,395.710		0		1,006,380.339		1,211,629.127		
9. 分配準備積立金積立額		-9,871.707		0								9,871.707		0						0		
10. 損失金補てん額		0		0								0		0		0				0		
11. 次期繰越額	(0.00)	((5.70)	(8.95)				(339.76)	(1,732.90)	(-47.83)	(10,000.00)	(12,039.48)	
		0				573.156		900.880				34,192.218		174,395.710		-4,813.176		1,006,380.339		1,211,629.127		

分配金総額 50,319.016 円
 残存口数 1,006,380.339 口
 10,000口当り分配金額 500円00銭 (普通 500円00銭・特別 0円00銭) 10,000口当り手取金額分離 500円 銭
 支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)